

那覇市公告第 766 号

令和 7 年 1 月 21 日

公民館等券売機修繕に係る制限付一般競争入札の実施について

件名のことについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長

知念 寛



1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 公民館等券売機修繕
- (2) 修 繕 の 内 容 別添(別記仕様書)のとおり
- (3) 履 行 場 所 別添(別記仕様書)のとおり
- (4) 履 行 期 間 別添(別記仕様書)のとおり
- (5) 最低制限価格 設定しない。
- (6) 本契約は紙による入札を行う。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 令和 6・7 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿の「業種 1 事務機、用紙類、文具類、OA 機器」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格を有していること。
- (5) 那覇市内に本店、支店、または営業所を有していること。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ)でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3. 契約条項を示す場所

那覇市ホームページに掲載

4. 本案件に関する質問・回答

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、「11. 問い合わせ先」の中央公民館宛電子メールまたはFAXにて提出すること。

提出する際は、件名を「公民館等券売機修繕」とし、提出後、必ず確認の電話をすること。

(1) 提出期限:令和7年1月27日(月)正午まで

(2) 回答方法:令和7年1月28日(火)午後5時までに那覇市ホームページに掲載する。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。

5. 入札参加申請方法

(1) 本件入札の参加を希望する者は、(様式1)入札参加申請書を提出すること。

(2) 提出期限:令和7年1月29日(水)午後5時まで

※期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

(3) 提出方法

「11. 問い合わせ先」の中央公民館へ直接持参または電子メール、FAXにて提出すること。電子メール、FAXで提出する際は送信後、必ず確認の電話をし、原本は入札時に持参すること。

6. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時:令和7年1月31日(金)午後1時

(2) 場所:那覇市中央公民館ホール 即時開札

(3) 入札時提出書類

ア 入札書(本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状(本市様式)

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載

すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

7. 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定により免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札金額の 100 分の 5 を請求するものとする。

8. 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をとなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は罨マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札(2 回目・3 回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

10. その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している入札心得、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、予定時刻の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札は延期となる場合がある。延期後

の日時は、追って那覇市ホームページに掲載する。

11. 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 中央公民館 中央公民館グループ 担当：石原
〒902-0064 那覇市寄宮 1-2-15
電話 098-917-3442 FAX 098-835-4707
(平日午前9時から午後5時※ただし、正午から午後1時を除く)
電子メール: E-S-KOU0012@city.naha.lg.jp